

印西市地域公共交通総合連携 計画の策定に向けて

— 印西市地域公共交通活性化協議会の設立 —

平成22年3月4日

印西市地域公共交通総合連携計画を策定する

- 印西市では、平成22年3月23日の印旛村、本埜村との合併を機に、新市におけるふれあいバスを含めたバス路線を中心とした地域公共交通の充実・整備にかかる基本方針計画を作成する。
- 計画作成にあたっては、「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会を設立し、国補助を活用する。

計画策定の背景① 市町村合併

印西市

人口 6万3千人
面積 53平方キロ
路線バス 5路線
ふれあいバス運行

印旛村

人口 1万3千人
面積 46平方キロ
民間バス 3路線
コミュニティバス なし

本埜村

人口 9千人
面積 23平方キロ
民間バス 1路線
コミュニティバス なし

平成22年3月23日、印西市、印旛村、本埜村が合併

合併協議会の調整方針

コミュニティバスについては、運行経路、運行方法、運賃等、住民の利便性及び効率性を考慮し、新市において公共交通の需要等を調査し、路線等の検討を行う。

計画策定の背景② 地域公共交通の活性化

参照：「地域による地域のための公共交通の活性化を目指して」

交通政策審議会交通体系分科会 地域公共交通部会報告書 平成19年7月5日

(現状)

地域公共交通は、地域の経済社会活動の基盤であるが、バス等の地域公共交通の利用者は長期的に減少傾向にある。

◇公共交通からマイカーへシフト

利用者は減少傾向

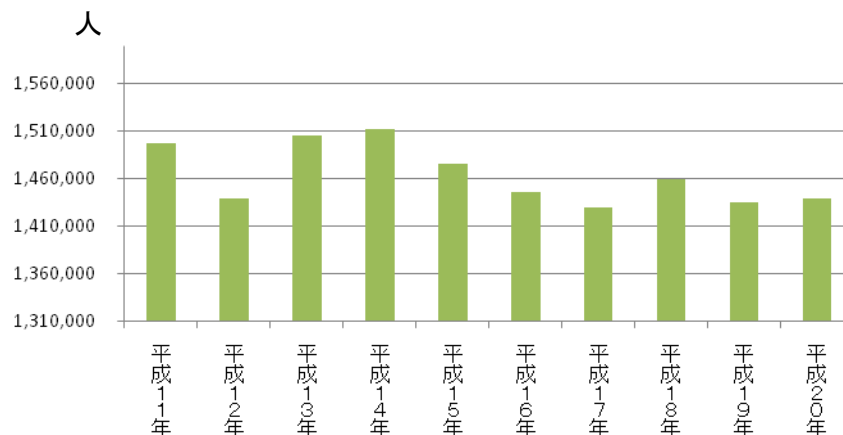
◇公共交通のサービス低下

路線廃止による交通不便地域の拡大

◇交通事業者の経営の悪化

更なる利便性低下と利用者減少

印西市内バス路線の輸送人員の推移



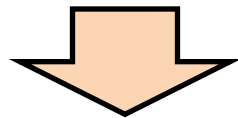
◇地域住民の移動手段の確保は、地域の重要課題

◇地域の公共交通サービスの活性化は、喫緊の課題

(交通渋滞、環境問題が発生)

地域公共交通活性化の取り組みの仕組みづくり

- ◇公共交通の活性化のためには、公共交通事業者だけの取り組みでは限界を迎えている。
- ◇地域の関係者（市民、公共交通事業者、市町村、公安委員会、道路管理者ら）が、地域公共交通のあり方について、主体的に考え、それに基づく取り組みや創意工夫を総合的かつ一体的に推進する仕組みづくりが必要である。



地域公共交通を支える取り組みやそれを可能とする仕組みを作成する

地域公共交通活性化及び再生に関する法律

—主体的に創意工夫して頑張る地域を総合的に支援—

(平成19年10月1日施行)

法定協議会

市町村

交通事業者

道路管理者

学識経験者

住民

公安委員会

国の支援

○計画策定経費の支援

地域公共交通総合連携計画

地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画

地域公共交通活性化協議会とは

◇「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会

※協議会の参加応諾義務、協議会参加者の協議結果の尊重義務

◇地域公共交通を活性化させようとする地域の意見を集約する協議会

※「地域公共交通総合連携計画」の作成に関する協議を行う

◇市民、公共交通事業者、学識経験者、道路管理者、公安委員会、道路管理者等で構成

※合併後、旧印旛村、旧本埜村地区から委員を追加する。

◇連携計画作成にかかる国の補助金を受ける主体

◇地域公共交通会議とは

道路運送法に基づく法定会議であり、地域の実情に応じた適切なバス路線の運行ルートや運賃等に関して協議する会議。

※当会議の合意による緩和措置

認可処理期間の短縮、運賃認可が届出制、道路管理者や警察への意見照会の簡素化